

## 伝統産業・地場産業新たな魅力創出事業費補助金交付要領 (通則)

第1条 伝統産業・地場産業新たな魅力創出事業費補助金の交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において「中小企業者等」とは、三重県内に主たる事務所又は事業所を有する下記のものをいう。

(1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。ただし、次の表に掲げる業種に係る資本の額または出資の総額並びに常時使用する従業員の数に関しては、それぞれ次の表の数値以下の会社及び個人とする。）

	業種	資本の額または出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

(2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する企業組合及び協業組合

(3) 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会

(4) 特例民法法人・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条の規定により設立された社団法人であって、当該法人の直接又は間接の構成員の3分の2以上が第1項に規定する中小企業者である団体

2 この要領において「伝統産業・地場産業」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 伝統産業とは、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条の規定により経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品産業、及び三重県知事の指定を受けた伝統工芸品産業のことをいう。

(2) 地場産業とは、鋳物業、木製品製造業、水産加工業、貴金属加工業、製茶業、製麺業、繊維製品製造業、清酒製造業、みそ・醤油製造業、ゴム製品履物製造業など県内の歴史、風土、経営資源等により地域に根ざした産業のことをいう。

(補助金の交付の目的)

第3条 この補助金は、伝統産業・地場産業に従事する人材や担い手育成などの後継者の確保や技術の伝承・向上を目指す取組に要する経費の一部を県が補助することにより、伝統産業・地場産業の新たな魅力を創出し、次世代へ引き継いでいくことを目的とする。

(補助金の交付の対象)

第4条 補助金は、第2条第2項に規定する伝統産業・地場産業に属する同条第1項に規定する中小企業者等（伝統産業・地場産業に属する中小企業等による任意グループを含む。以下「任意グループ」という。）が行う伝統産業・地場産業に従事する人材や担い手育成などの後継者の確保及び技術の伝承・向上を目指す取組に必要な経費であって、別表1の「補助対象経費」に掲げるもののうち知事が必要かつ適正と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

(補助率及び補助限度額)

第5条 県が中小企業者等に交付する補助金の額は、補助対象経費の1／2以内で、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の交付決定額は、1つの補助事業当たり25万円を下限とし、50万円を上限とする。

(計画書の提出)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする中小企業者等は、伝統産業・地場産業新たな魅力創出事業計画書（様式第1号）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(計画の承認)

第7条 知事は、前条の計画書の提出があったときは、当該計画に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査や申請者からの聞き取り等を行い、総合的に判断して、計画の承認を行うものとする。

- 2 知事は、前項の場合において必要があると認めるときは、当該計画に係る事項につき、修正を加えて計画の承認をすることができる。
- 3 知事は当該計画を審査するために必要な事項を別に定める。
- 4 知事は、第1項の審査にあたっては、その方法を申請者に周知し、公正公平を旨として行わなければならない。

(計画の承認の通知)

第8条 知事は、計画を承認または不承認したときは、申請者に通知するものとする。

(計画書等の取り下げ)

- 第9条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の計画の承認に不服があり取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による計画書の取り下げがあったときは、当該計画に係る承認の通知はなかったものとみなす。

(補助金の交付の申請)

- 第10条 補助金の交付の申請をしようとする者(第8条の計画の承認を受けた者に限る。以下「補助申請者」という。)は、規則第3条の規定により、補助金交付申請書(様式第2号)を別に定める日までに知事に提出しなければならない。
- 2 補助申請者は、前項の補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

- 第11条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、規則第4条の規定によりその内容を審査のうえ補助金の交付を決定し、適正と認めるときは規則第6条の規定により、補助事業を実施する申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の交付決定にあたっては以下の条件を付すものとする。
- (1) 三重県の交付する補助金等から別表2の「暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団排除要綱」という。)」に掲げる一に該当しないこと。
- (2) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること及び知事に報告すること。
- なお、暴力団排除要綱別表に掲げる一に該当する者と確認されたときは、補助金の交付の決定を行わないことができる。
- 3 知事は、前項以外にも必要に応じ条件を付し、または申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。
- 4 知事は、第1項による交付の決定にあたっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについてはこれを審査し、適當と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 5 知事は、前条第2項のただし書きにより交付の申請がなされたものについては、

補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(事業の着手時期)

第12条 事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。

(申請の取下げ)

第13条 第11条第1項の補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第14条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(1) 補助事業の経費の配分又は内容を著しく変更しようとするとき。(様式第3号)  
別表1に掲げる各事業区分の各経費区分において、補助事業に要する経費又は補助金額が20%以内の変更の場合は、この限りではない。

(2) 補助金決定額を変更しようとするとき(様式第3号)

(3) 補助事業を中止または廃止しようとするとき。(様式第4号)

2 知事は、前項の変更等の承認にあたっては必要に応じ条件を付し、又は申請内容を変更して承認することができる。

(補助事業遅延等の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第5号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、額の確定の有無に関わらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消しすることができる。また、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき

(2) 補助金の交付の決定の内容、条件、その他この要領に基づく処分等に違反したとき

(3) その他補助事業に関して法令又は法令に基づく処分等に違反したとき

(4) 補助事業を中止又は廃止したとき

(5) 補助事業者が暴力団排除要綱別表に掲げる一に該当する者と確認されたとき

(6) 補助事業者が、暴力団排除要綱第8条第1項に定める「補助事業の遂行に当たつ

て暴力団等による不当介入を受けたときに、知事に報告を行うとともに、警察に通報を行うこと、捜査上必要な協力を「行う義務」を怠ったとき

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 15 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(状況報告)

第17条 補助事業者は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第6号）を10月20日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その日から20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第1項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第19条 知事は、前条の規定により補助事業の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容（第14条に基づいて承認を受けている場合はその承認の内容）及びこれに付けた条件に適合すると認めるとときは、交付すべき補助金の額の確定し、当該事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第20条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書又は補助金精算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の補助金概算払又は精算払請求書を受理したときは、遅滞なく補助金を支払うよう努めるものとする。

(補助金に係る経理)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終

了後5年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第22条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第23条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、様式第10号による取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第24条 補助事業者は、規則第23条の規定により、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、第3項に定める処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）を超えるものを除くほか、あらかじめ、財産処分申請書（様式第11号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

2 取得財産等のうち、前項に規定する知事の承認を受けなければならない財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

3 処分制限期間については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）」を準用する。

(成果の調査)

第25条 知事は、補助事業の成果について必要があると認めるときは、成果に関する検証を行い、又は補助事業者及び間接補助事業実施者に成果を発表させることができる。

(その他)

第26条 規則およびこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

## 付 則

この要領は、平成24年5月10日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

この要領は、平成25年8月8日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

この要領は、平成25年5月31日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

この要領は、平成27年4月14日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

別表1（第4条関係）

### 補 助 対 象 経 費

経費区分	内 容
謝 金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金、実習企業謝金
旅 費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費、研修旅費
庁 費	会議費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、デザイン料、資料購入費、教材費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、消耗品費、雑役務費、原稿料、受講料、設備の賃借料及び保守料、資料作成費、出展料
委託費	研修委託費、調査研究委託費
その他	上記以外の経費で知事が必要と認める経費

別表2

### 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（抜粋）

- 1 法人等又はその役員等が、暴力団関係者と認められる場合
- 2 法人等又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合
- 3 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資財等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- 4 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。）
- 5 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合（社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）
- 6 法人等又はその役員等が、暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合